

1 漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）に提出された意見と県の考え方

意見の内容（趣旨を損なわない範囲で意見を整理・要約しています。）	県の考え方
既存の漁業権者の同意の有無等をもって判断するものとはならないように慎重に検討してほしい。	今後、判断基準を運用する際は、いただいた御意見を参考にさせていただきます。

2 意見公募手続を実施した判断基準（案）と定めた判断基準の差異

適切な表現となるよう、以下のとおり趣旨の変わらない範囲において修正を行いました。

定めた判断基準	意見公募手続を実施した判断基準（案）																								
<p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 判断基準 （略）</p> <p>【評価の方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・生産量の増大</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>・漁業所得の向上</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>・就業機会の確保・拡大</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>・地域の漁業者との調和的発展</td> <td>・地元漁業関係者との調整の状況は十分か。 特に漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者との調整が整っているか。</td> </tr> <tr> <td>・地元の水産物流通や加工に与える影響</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下、略）</p>	評価項目	評価のポイント	・生産量の増大	（略）	・漁業所得の向上	（略）	・就業機会の確保・拡大	（略）	・地域の漁業者との調和的発展	・地元漁業関係者との調整の状況は十分か。 特に漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者との調整が整っているか。	・地元の水産物流通や加工に与える影響	（略）	<p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 判断基準 （略）</p> <p>【評価の方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・生産量の増大</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>・漁業所得の向上</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>・就業機会の確保・拡大</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>・地域の漁業者との調和的発展</td> <td>・地元漁業関係者との調整の状況は十分か。 特に漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業者との調整が整っているか。</td> </tr> <tr> <td>・地元の水産物流通や加工に与える影響</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下、略）</p>	評価項目	評価のポイント	・生産量の増大	（略）	・漁業所得の向上	（略）	・就業機会の確保・拡大	（略）	・地域の漁業者との調和的発展	・地元漁業関係者との調整の状況は十分か。 特に漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業者との調整が整っているか。	・地元の水産物流通や加工に与える影響	（略）
評価項目	評価のポイント																								
・生産量の増大	（略）																								
・漁業所得の向上	（略）																								
・就業機会の確保・拡大	（略）																								
・地域の漁業者との調和的発展	・地元漁業関係者との調整の状況は十分か。 特に漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者との調整が整っているか。																								
・地元の水産物流通や加工に与える影響	（略）																								
評価項目	評価のポイント																								
・生産量の増大	（略）																								
・漁業所得の向上	（略）																								
・就業機会の確保・拡大	（略）																								
・地域の漁業者との調和的発展	・地元漁業関係者との調整の状況は十分か。 特に漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業者との調整が整っているか。																								
・地元の水産物流通や加工に与える影響	（略）																								